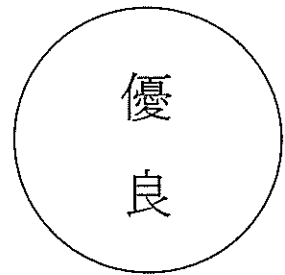


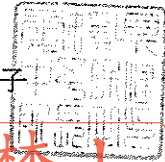
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
氏名 松田産業株式会社  
代表取締役 松田 芳明  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



第14条第1項の許可を受けた者である  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項  
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



複写禁止

許可の年月日  
許可の有効期限

平成26年 1月 7日  
平成33年 1月 6日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)」及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類以上10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	平成 6年 1月 7日
○更新許可	平成11年 1月 7日
○変更許可 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず及び陶磁器くず」以上5種類の追加)	平成11年 6月18日
○代表者変更 (旧: 松田 洋)	平成15年 5月20日
○更新許可	平成16年 1月 7日
○更新許可	平成21年 1月 7日

(裏面に続く)

( 裏 面 )

○更 新 許 可

平成26年 1月 7日

○優良基準適合認定

平成26年 1月 7日

○変 更 許 可 (紙くず、木くず、がれき類以上3種類の追加)

平成26年12月17日

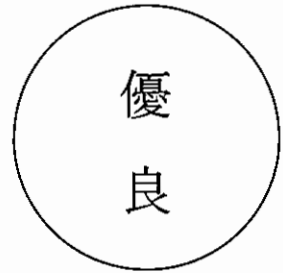
5. 積替え保管の有無 有・無

複写禁止

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
氏名 松田産業株式会社  
代表取締役 松田 芳明



第14条の4第1項の許可を受けた者である  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項  
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日  
許可の有効年月日

令和 元年 8月 5日  
令和 8年 6月15日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

(裏面に続く)

複写禁止

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当事項なし
3. 許可の条件  
該当事項なし
4. 許可の更新又は変更の状況
  - 平成 9年 6月16日（当 初 許 可）
  - 平成11年 6月25日（変 更 許 可（汚泥、廃酸、廃アルカリ 以上3種類の追加））
  - 平成14年 6月16日（更 新 許 可）
  - 平成15年 6月27日（代 表 者 変 更（旧：松田 洋））
  - 平成16年 8月 5日（変 更 許 可（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリの一部追加））
  - 平成19年 7月 4日（更 新 許 可）
  - 平成24年 9月10日（更 新 許 可）
  - 平成24年 9月10日（優良基準適合認定）
  - 令和 元年 8月 5日（更 新 許 可）
  - 令和 元年 8月 5日（優良基準適合認定）
5. 松山市の区域における積替え保管の有無 有・無
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無